

資金循環統計の改定値の公表について

1. 改定の概要

資金循環統計では、新たに入手した基礎資料や制度変更等を反映するため、遡及改定を年に1回実施し、あわせて推計方法の見直しも行っています。本年は6月に実施し、2005年以降の計数を改定しました。遡及改定値については、[時系列統計データ検索サイト](#)をご覧ください。主な変更点と残高（2017年3月末時点）への影響は、以下のとおりです。

（1）投資信託受益証券

- これまで、投資信託の保有者別内訳は、投資信託の発行残高から、財務諸表等を基に保有部門が推定できる分を控除した上で、残差（個別に特定できた各部門の資産合計と負債合計の差額）を民間非金融法人企業部門の保有分と仮定して計上していました。今回の見直しでは、金融機関の財務諸表データ、REIT（公募・私募）およびETFの残高に関する新たな基礎資料等を採用することにより、部門別の残高を精緻化した上で、残差を金融機関部門に幅広く帰属させるよう変更しました。この結果、主に中小企業金融機関等では上方に、家計部門や民間非金融法人企業部門では下方に改定されました。

（2）預金

- 預金取扱機関が保有する預金（資産）の内訳（流動性・定期性・外貨）について、これまでは、「預金者別預金」等から得られる預金種別比率を用いて、財務諸表から得られる預金総額を按分することで算出していました。今回の見直しでは、按分の対象とすべき預金の範囲を精緻化し、按分方法を見直しました。この結果、中小企業金融機関等の流動性預金が下方に、定期性預金が上方に、それぞれ改定されました。このほか、新たな基礎資料の利用により、証券会社、家計、地方公共団体についても、項目別分類を精緻化しました。これらの見直しにより、残差部門である民間非金融法人企業では、定期性預金が下方に改定されました。

(3) 対外直接投資

- ・ これまでは、投資主体別の対外直接投資のうち、金融機関分は、基礎資料の制約から、「対外直接投資残高（地域別・業種別）」から入手できる「金融・保険業」向けの直接投資総額から推計し、保険部門の投資額を控除した上で、財務諸表の外国証券の保有率により按分して内訳部門の残高を推計していました。今回の見直しでは、業態別の対外直接投資比率に関する基礎資料を新たに採用することで、内訳部門を含む金融機関の対外直接投資の計数を精緻化しました。この結果、主に農林水産金融機関や中小企業金融機関等では下方に、ファイナンス会社や金融持株会社では上方に改定されました。

上記の見直しに加え、新たに入手した基礎資料の反映も行いました。今回の遡及改定全体が主要部門に与えた影響をみると、民間非金融法人企業部門の資産（▲60.5兆円）、負債（▲73.7兆円）、家計部門の資産（▲23.5兆円）で、とくに大きくなりました。

2. 主な変更点

以下では、主な変更点について、とくに年度末残高の作成方法に焦点をあて、概要を説明します。また、2017年3月末の残高への定量的な影響も示します。

(1) 投資信託受益証券

(イ) 内容

投資信託受益証券¹の発行額（負債サイド）については、これまで、国内籍の証券投資信託の純資産総額（投資信託協会）と REIT 時価総額（東京証券取引所）を合算することで総額を把握していました。また、主体別の保有額（資産サイド）については、主に金融機関分は財務諸表データから投信と考えられる商品を計上するほか、家計については商品特性上家計が保有すると考えられる商品²の残高から、他部門が保有する分を控除して算出していました。最後に、残差（発行総額と各部門保有額の合計との差額）を民間非金融法人企業の保有分と仮定して計上していました。

今回、発行額について、上記に私募 REIT の発行残高を加算するよう見直しました。また、保有額については、金融機関のうち中小企業金融機関等について、財務諸表において国内籍投資信託とみなすべき商品がより広範囲に及ぶことが判

¹ 投資信託委託会社が、自ら保有する投資信託受益権を分割し、投資信託の購入主体に対して発行した受益証券、および投資法人の発行する投資証券を指します。

² 公募の証券投資信託および REIT が該当します。

明したため、これを反映させたほか、他部門（民間非金融法人企業、海外、株式投信等）の保有額について、「ETF 受益者情報調査」および「REIT 投資主情報調査」（東京証券取引所）等により特定可能であることから、これを直接計上する形に変更しました。これによって、家計分の推計における、他部門の保有分として控除すべき額が精緻化されました。さらに、従来の残差部門である民間非金融法人企業分を直接計上することに伴い、なお残る残差を、金融機関のうち、基礎データの精度が相対的に低い内訳部門に幅広く計上することとしました。

（ロ）影響

この結果、資産サイドについては、金融機関の内訳部門のうち中小企業金融機関等が大幅に上方改定されたほか、家計・民間非金融法人企業部門が大幅に下方改定されました。負債サイドについては、民間非金融法人企業部門が、私募 REIT 相当額分上方改定されました。

▽ 投資信託受益証券に影響が及ぶ主な部門の残高の増減（2017年3月末）

部門名	資産／負債	残高（見直し前）	残高（見直し後）	残高の増減
家計	資産	98.5 兆円	72.2 兆円	▲26.3 兆円
民間非金融法人企業	資産	13.2 兆円	1.6 兆円	▲11.6 兆円
	負債	11.9 兆円	13.2 兆円	+1.4 兆円
中小企業金融機関等	資産	5.7 兆円	38.7 兆円	+33.0 兆円
株式投信	資産	5.2 兆円	9.4 兆円	+4.2 兆円

（2）預金

（イ）内容

預金取扱機関が保有する預金（資産）の種別内訳（流動性・定期性・外貨）については、財務諸表から得られる預金総額を按分することで算出しています。その際、按分に用いる預金種別比率は、これまで、預金種別ごとに、「預金者別預金」から得られる金融機関預金から保険会社等の預金を控除した残高を用いて作成していました。もっとも、「預金者別預金」の金融機関預金には、資金循環統計では金融機関の預金として計上されない信託勘定からの預け金（大半が流動性預金）が含まれている³ため、これまで金融機関の流動性預金は過大推計、定期性預金は

³ 「預金者別預金」では、資金の実際の動きを把握できるよう、直接的な預金者に基づいて預金主体を計上しています。一方、資金循環統計では、実質的な債権者と債務者の関係が明確になるよう、信託銀行が真の運用者ではなく運用資金の管理者である場合は、管理者の勘定と真の運用者の勘定とを「統合（連結）」して計上しており、信託勘定が保有する資産はその委託者が直接保有するものとして計上されています。

過小推計となっていました。今回の見直しでは、「預金者別預金」等から得られる各預金種別残高から、信託勘定からの預け金分を控除したうえで預金種別比率を算出し、これを按分に用いることとしました。

また、証券会社の預金の内訳（流動性・定期性・外貨）について、これまでは一般法人企業における預金種別比率を用いて、財務諸表から得られる預金総額を按分することで算出していましたが、今回の見直しでは、より実態に近づけるよう、大手証券会社における預金種別比率を用いて按分することとしました。

このほか、家計および地方公共団体についても、新たに「預金・現金・貸出金」の報告計数などを利用することで、項目別分類を精緻化しました。

（ロ）影響

上記の見直しにより、預金取扱機関部門の中での残差部門となっている中小企業金融機関等部門について、流動性預金および外貨預金が下方改定され、定期性預金が上方改定されました。証券会社部門については、流動性預金が上方改定され、定期性預金および外貨預金が下方改定されました。家計部門および地方公共団体部門については、流動性預金が上方改定され、定期性預金が下方改定されました。また、全体の残差部門である民間非金融法人企業部門では、定期性預金が下方改定され、外貨預金が上方改定されました。

▽ 預金に影響が及ぶ主な部門の資産残高の増減（2017年3月末）

部門名	取引項目名	残高（見直し後）	残高の増減
中小企業金融機関等	流動性預金	13.5兆円	▲11.5兆円
	定期性預金	24.0兆円	+12.4兆円
	外貨預金	3.9兆円	▲0.9兆円
証券会社	流動性預金	2.1兆円	+0.5兆円
	定期性預金	0.0兆円	▲0.1兆円
	外貨預金	0.0兆円	▲0.3兆円
地方公共団体	流動性預金	20.7兆円	+2.0兆円
	定期性預金	7.0兆円	▲2.0兆円
家計	流動性預金	400.0兆円	+8.0兆円
	定期性預金	448.4兆円	▲4.3兆円
民間非金融法人企業	流動性預金	163.0兆円	+1.7兆円
	定期性預金	50.2兆円	▲6.8兆円
	外貨預金	12.5兆円	+1.2兆円

(3) 対外直接投資

(イ) 内容

投資主体別の対外直接投資（国内部門の資産サイド）のうち金融機関分については、これまで、基礎資料の制約から直接把握することが困難であったため、「対外直接投資残高（地域別・業種別）」から入手できる「金融・保険業」向けの直接投資総額から保険部門の投資額を控除することで推計してきました。また、その内訳部門（国内銀行、農林水産金融機関、中小企業金融機関等）の残高については、財務諸表の外国証券の保有率により按分して推計していました。

今回の見直しでは、対外直接投資について、ファイナンス会社や金融持株会社など業態別投資の構成比率に関する基礎資料を新たに入手し、この構成比率を対外直接投資残高の総額に乗じることによって、投資主体別の計数を算出するよう見直しました。

なお、対外直接投資の業態別構成比率は、暦年末の基礎データとなります。このため、各業態の四半期については、主要な投資案件を個別に積み上げることなどによって速報計数を算出します。さらに、暦年末時点の対外直接投資額と速報計数との乖離額を各四半期に按分加算することによって確定します。

(ロ) 影響

上記の見直しにより、ファイナンス会社部門、金融持株会社部門、民間損害保険会社部門の資産が上方改定された一方、農林水産金融機関部門と中小企業金融機関等部門では下方改定されました。

▽ 対外直接投資に影響が及ぶ主な部門の資産残高の増減（2017年3月末）

部門名	残高（見直し前）	残高（見直し後）	残高の増減
ファイナンス会社	-	4.7兆円	+4.7兆円
金融持株会社	-	4.9兆円	+4.9兆円
民間損害保険会社	2.8兆円	5.7兆円	+2.9兆円
農林水産金融機関	11.3兆円	0.0兆円	▲11.3兆円
中小企業金融機関等	1.3兆円	0.0兆円	▲1.3兆円

3. その他の主な遡及改定

今回の遡及改定では、上記の作成方法の見直しに加えて、新たに入手した基礎資料の反映も行いました。このうち計数への影響が比較的大きいものは、以下のとおりです。

(日銀貸出金)

日銀貸出金の主体別借入残高については、主に財務諸表から把握し、証券会社分を、日銀貸出金の総額から他業態の借入残高を差し引いた残差として作成しています。今回は、これまで日銀借入金を計上していなかった農林水産金融機関、信用金庫など一部の業態を、主に財務諸表に基づいて新規に計上するよう見直しました。これに伴い、残差の帰属先である証券会社の日銀借入金は、下方改定されました。

(民間非金融法人企業)

民間非金融法人企業部門の非金融部門貸出金や企業間・貿易信用など一部の取引項目は、法人企業統計（金融業、保険業を除く）を用いて作成しています。今回、民間非金融法人企業の定義に即して推計方法の精緻化を図る観点から、統計法第33条に基づき、財務省から法人企業統計の個票データを受領して、法人企業統計（金融業、保険業を除く）から一部の公的非金融法人企業や金融持株会社を控除した計数を用いるよう見直しました⁴。

(対家計民間非営利団体)

対家計民間非営利団体の現金（資産）、譲渡性預金（資産）、非金融部門貸出金（資産）、株式等（資産、負債）について、2011年3月前後において推計方法が異なりましたが、今回は、2010年12月以前の推計方法を2011年3月以降と連続するよう見直すことにより、2011年3月時点で生じていた計数の段差を解消しました。

(証券投資信託)

証券投資信託部門のうち、私募投信の運用資産別の計数については、これまで基礎資料の制約から、私募投信の資産構成比を公募投信と同一であると仮定して推計してきましたが、今回は、新たに入手した私募投信の運用資産明細の集計データ等を用いて、一部の取引項目の計上方法を見直しました。

⁴ なお、公的非金融法人企業や金融持株会社の計数は、財務諸表等の基礎資料を用いて、資金循環統計における「公的非金融法人企業」部門と「金融持株会社」部門に、既に計上されています。

(地方公共団体)

地方公共団体部門に、地方独立行政法人、地方政府に分類される認可法人と公立大学法人の一部取引項目を、「国民経済計算」の基礎資料等を用いて、新規に計上するよう見直しました。

(民間非金融法人企業が発行する非上場株式)

民間非金融法人企業部門の非上場株式（負債）の推計にあたっては、「国民経済計算」の時価残高などを使用しています。今回は、新たなデータの入手に伴い、過去の計数が遡及訂正されました。

(コール)

コール市場での運用・調達残高は、金融機関の財務諸表を積み上げることにより把握しています。もっとも、運用（資産）・調達（負債）それぞれの合計額は一致しないため、国内銀行のコール（資産）には、これまで、結果的に生じる資産・負債の差額を計上してきました。今回は、国内銀行のコール（資産）を財務諸表を用いて直接計上するよう変更したほか、証券投資信託のうち、私募投信のコール（資産）を運用資産明細の集計データを用いて計上するよう見直しました。これに伴い、証券会社部門のコール（負債）に新たに残差を帰属させることとしました。

(非生命保険準備金)

地震再保険に係る各部門の債権債務関係を踏まえて、非生命保険準備金を精緻化しました。

(債券現先取引)

公的非金融法人企業部門と地方公共団体部門の債券現先取引は、日本証券業協会の現先取引に関する統計（「公社債投資家別条件付売買（現先）月末残高」）のうち、投資家区分の「その他」の一部を計上しています。今回は、「その他」に含まれる公的非金融法人企業と地方公共団体以外の投資家が保有する残高を精緻化することによって、両部門の計数を見直しました。

(国際収支関連統計の遡及改定の反映)

国際収支関連統計の遡及訂正を反映したことに伴い、海外部門の一部取引項目について、2015年以降の計数が遡及訂正されました。

4. 改定全体の計数面での影響

今回の遡及改定全体が主要部門に与えた影響をみると、民間非金融法人企業部門の資産（▲60.5兆円、▲5.3%）、負債（▲73.7兆円、▲4.4%）、家計部門の資産（▲23.5兆円、▲1.3%）で、とくに大きくなりました。取引項目別にみると、下表で示されるように、①「投資信託受益証券」の見直し、②法人企業統計の個票データに基づく民間非金融法人企業部門の「貸出」の遡及訂正、③非上場株式のデータ入手を受けた「株式等」の遡及訂正、④国際収支関連統計の遡及改定を受けた「対外証券投資」の遡及訂正が、相対的に大きく影響しました。

▽ 影響が及ぶ主な部門・取引項目と残高の増減（2017年3月末）

部門名	取引項目名		残高の増減
家計	資産	投資信託受益証券	▲26.3兆円
民間非金融法人企業	資産	貸出	▲13.6兆円
		株式等	▲13.0兆円
		投資信託受益証券	▲11.6兆円
	負債	貸出	▲14.3兆円
		株式等	▲20.0兆円
海外	負債	対外証券投資	▲12.2兆円
金融機関	資産	投資信託受益証券	+38.4兆円
		対外証券投資	▲10.3兆円

以 上

本件に関する照会先
 日本銀行調査統計局経済統計課
 金融統計グループ
 03-3279-1111（内線 3951）